

契 約 書
重要事項説明書
個人情報利用同意書



【事業 者】住 所： 山口県山口市楠木町1番26号
社 名： 株式会社 優 楽 園
代表者： 片岡 英之 印

【事業 所】住 所： 山口県山口市楠木町1番26号
事業所名： ゆうらく園通所介護事業所
管理者： 片岡 英之 印

デイサービス サービス契約書

様(以下利用者といいます)と、ゆうらく園通所介護事業所(以下事業者)は、事業者が利用者に対して行う通所介護、第一号事業(通所介護相当サービス)、(以下「通所介護等」といいます。)について、つぎのように契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法の関係法令及び本契約に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスの提供を行います。(別紙 サービス内容説明書)

(契約期間)

第2条

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は第一号事業の事業対象者の有効期間満了日までとするものとします。

2. 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、書面による契約終了の申し出がない場合、契約は1年ごとに自動更新されるものとします。

(利用者の解約権)

第3条 利用者は事業者に対して、いつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(利用者の解除権)

第4条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求があつたにも関わらず、これを提供しない場合。
- (2) 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しく信頼を欠くなど、本契約を継続し難い重大な事由が認められたとき。

(事業者の解約権)

第5条 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して30日以上予告期間において書面で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者にその旨連絡します。

- (1) 利用者またはその家族などが、事業者、サービス従事者及び他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの違反行為を行った場合。
- (2) やむを得ない事情により事業者が事業を閉鎖または縮小する場合。

(利用料の滞納)

第6条

- 1.利用者が正当な理由なく事業者に対して支払うべき利用料の自己負担分を3カ月以上滞納した場合、事業者は利用者に対し1カ月以上の期間を定めて、期間内にその支払いが無い時には、この契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
- 2.事業者は前項の催告をした場合には、このサービス提供を調整して、介護支援専門員、又は、利用者が住所を有する市町村と協議し適切な措置をとり介護サービスの計画変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。
- 3.事業者は前項の措置を講じた上で、甲が機関内に滞納額の支払いをしなかった時には、書面をもって、この契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。

(契約の終了)

第7条 次の事由に該当した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第3条の規定により甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (2) 第4条の規定により利用者から解除の意思表示がなされたとき
- (3) 第5条の規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

ア 在宅支援の対象とならない施設に入所または入院した場合

イ 利用者の要介護認定区分等が非該当等もしくは当該サービス区分に該当しないものと判断された場合

ウ 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第8条

1. 事業者はサービスの提供にあたって万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は、賠償額を減ずる事があります。
2. 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して執った処置等について記録を行います。

(損害賠償のなされない場合)

第9条 事業者が、自己の責に記すべき事由がない限り、損害賠償責任は負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1)利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

- (2)利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して、損害が発生した場合。
- (3)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4)利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由による実施不能)

第10条

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責にすべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して該当サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合には、事業者は、利用者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(秘密保持)

第11条

1. 事業者及び事業者の使用するものは、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です
2. 事業者は、利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者はその職員が退職後、職務中に知り得た、利用者又は利用者の家族の秘密を第3者に漏らすことが無いよう措置を講じます。

(相談・苦情対応)

第12条

1. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

※苦情の申立先

名称 ゆうらく園 苦情相談窓口 片岡 英之

電話 083-941-5700

2. 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は迅速かつ適切に対処し、サービスの質の向上、改善に努めます。
3. 事業者は利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをしてはならないものとします。

(契約外条項)

第13条

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約及び介護保険等の関連法令で定められていない事項については、介護保険法その他関連法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めるものとします。

上記の契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、利用者及び事業者が、記名押印のうえ各自そのうえ各自その1通を保有するものとします。

加えて、別紙、重要事項説明書、施設サービス内容説明書、個人情報利用の目的の説明を受け内容を理解したうえで同意するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

署名代行人

住所

氏名

印

続柄

家族 又は 代理人

住所

氏名

印

続柄

事業者

住所： 山口県山口市楠木町1番26号

名称：株式会社 優楽園

事業所名：ゆうらく園通所介護事業所

代表取締役

片岡 英之

印